

# 公 告

このたび柳津町の柳津中・南部地区を受益地域とする県営柳津中・南部地区農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したいので、土地改良事業の計画の概要につき柳津町長と協議するに当たり、土地改良法第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和8年3月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 記

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和8年3月12日から令和8年3月31日
- 3 縦 覧 場 所 柳津町役場
- 4 意見書の提出方法等
  - (1) 意見書の提出方法
    - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
    - ② 様式、用紙規格は任意とする。
    - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
  - (2) 意見書の記載事項
    - ① 意見書の提出年月日
    - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
    - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
    - ④ 当該土地改良事業名
    - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
  - (3) 意見書の提出先
    - ① 郵 送：〒965-8501 会津若松市追手町7番5号  
会津農林事務所農村整備部農地計画課
    - ② ファックス：0242-29-5357
    - ③ 電子メール：seibi.af04@pref.fukushima.lg.jp